

法人税法施行令及び法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を
改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

第1 法人税法施行令の一部改正

- 1 公益法人等の収益事業の範囲について、脱炭素成長型経済構造移行推進機構が脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務として行う物品販売業を収益事業から除外する措置を講ずる。(第五条関係)
- 2 減価償却資産の範囲に、無形固定資産として貯留権を加える。(第十三条関係)
- 3 平成十九年四月一日以後に取得をされた鉱業権及び貯留権の減価償却について、その償却の方法を定額法又はその事業年度におけるこれらの資産の属する鉱区若しくは貯留区域の採掘数量若しくは注入数量に応じて償却を行う生産高等比例法とするほか、所要の措置を講ずる。(第四十八条の二、第五十一条、第五十三条、第五十九条、第六十一条関係)
- 4 次の資産につき次の償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は償却限度額の計算の基礎となる取得価額及び損金経理額に含まれないものとするほか、当該償却の額がある場合における国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等の適用を受けた減価償却資産の取得価額等の計算の見直しを行う。(第四十八条の三、第四十九条の二、第五十四条、第五十七条、第六十一条、第六十一条の二、第六十二条、第六十四条の二、第六十五条、第九十二条の三関係)
 - (1) 適格合併又は適格現物出資により移転を受けた収益事業以外の事業に属する資産であった減価償却資産及び繰延資産 当該移転前にした償却の額
 - (2) 7 (1) の場合におけるその転用資産等に該当する減価償却資産及び繰延資産 7 の収益事業に属することとなった時前にした償却の額
 - (3) 7 (2) 又は (3) の場合におけるその公益法人等移行時資産等又は普通法人等移行時資産等に該当する減価償却資産及び繰延資産 それぞれ7 の該当することとなった時前にした償却の額
- 5 欠損金の繰越控除制度における控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする措置について、更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が

生じたことを加える。(第百十三条の二関係)

6 内国法人の有する株式を発行した他の通算法人に通算終了事由が生じた場合のその株式の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例における資産調整勘定対応金額の合計額等を加算できる措置について、その合計額等から除外される金額の計算の基礎となる通算完全支配関係発生日以前の当該他の通算法人の株式の譲渡から、全部取得条項付種類株式の端数処理による譲渡のうち、その端数処理により当該他の通算法人が譲渡をした法人との間に完全支配関係を有することとなるものを除外する。(第百十九条の三関係)

7 次の(1)の場合には転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額を基礎とし、次の(2)又は(3)の場合には公益法人等移行時資産等又は普通法人等移行時資産等の価額としてそれぞれその該当することとなった時において帳簿に記載されていた金額を基礎として、その収益事業に属することとなった時又はその該当することとなった時の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する。(改正前第百三十一条の六、第百三十九条の五の二関係)

(1) 公益法人等又は人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となった場合

(2) 公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合

(3) 公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合

8 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、国別調整後対象租税額に国別特別税額控除等相当額を含むものとして国別実効税率及び当期国別国際最低課税額等の計算を行うことができる措置を講ずる。(第百五十五条の四十二の二、第百五十五条の四十九の二関係)

9 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税について、グループ国際最低課税残余额に含まないものとされる特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国に係る部分の金額の計算の細目を定める。(第百五十五条の五十九関係)

10 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税について、国内グループ調整後対象租税額に国内特別税額控除等相当額を含むものとして国内実効税率及び当期グループ国内最低課税額等の計算を行うことができる措置を講ずる。(第百五十五条の六十八の二、第百五十五条の七十六の二関係)

11 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例について、仮装経理法人税額の還付請求ができることとなる更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。(第百七十五条関係)

12 その他所要の措置を講ずる。

第2 法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）の一部改正

第1の4（1）から（3）までの減価償却資産である経過リース資産につき第1の4（1）から（3）までの償却の額がある場合には、当該償却の額に相当する金額は経過リース期間定額法による償却限度額の計算の基礎となる取得価額に含まれないものとする。(附則第七条関係)

第3 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。(附則第一条関係)